

後期高齢者医療制度対象者に対する給付

1 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは、老人保健制度に代わって平成 20 年 4 月に創設された、75 歳以上の方（一定の障害状態にある 65 歳以上 75 歳未満の方を含む。）が加入する新たな健康保険制度です。

（１）対象者

ア 国内に居住する 75 歳以上の組合員及び被扶養者

イ 後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から障害認定を受け、後期高齢者医療制度の資格を取得した 65 歳以上 75 歳未満の組合員及び被扶養者

（２）実施主体

住民票のある地域の広域連合が実施主体となり、該当者には、広域連合から「後期高齢者医療被保険者証」が交付され、保険料が徴収されます。

（３）公立学校共済組合資格喪失の手続き

後期高齢者医療制度の資格取得と同時に公立学校共済組合の組合員及び被扶養者としての資格を喪失しますので、公立学校共済組合組合員証、被扶養者証は返納してください。

また、上記（１）のアに該当する方は、75 歳到達と同時に自動的に資格を喪失しますので、被扶養者申告書の提出は必要ありません。

なお、上記（１）のイに該当する方は、被扶養者申告書に後期高齢者医療制度の資格取得日がわかるものを添付のうえ、組合員証、被扶養者証と併せて提出してください。